

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条に規定する役員等の報酬に関する事項について定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) その他会長が必要と認めたもの

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、次のとおりとする。ただし、一日で複数回の出席があった場合でも、1回とみなす。

- (1) 会 長（会長の職務を代理する場合を含む。） 1回 5,000円
- (2) 理 事 1回 3,000円
- (3) 監 事 1回 3,000円
- (4) その他 1回 3,000円

2 前項第3号の規定にかかわらず、監査時は1日10,000円とし、その業務が4時間を超える場合は、1時間を超えるごとに2,500円を加算する。

3 前2項の規定にかかわらず、行政庁の職員及び本会の常勤の職員（常勤の嘱託職員を含む。）が役員及びその他の職を兼ねる場合には支給しない。

4 報酬は、出席の都度直接本人に支給するものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年8月25日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月10日施行の社会福祉法人桑名市社会福祉協議会役員等費用弁償規程は廃止する。